

岡山県立成徳学校給食調理業務委託に係る公募要領  
(技術提案実施公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年2月21日

岡山県立成徳学校長 寺 岡 牧

1 入札に付する事項

(1) 業務名

岡山県立成徳学校給食調理業務

(2) 業務内容

別添「岡山県立成徳学校給食業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日までとする。

ただし、期間終了の3ヶ月前までに、当学校から書面による解約の申し出がないときは、1年間更新する。更新は2回を限度とする。

(4) 委託金額

本業務に係る1年間の委託料は、給食材料費を除く1年間の給食調理業務に必要な経費の総額とする。

(5) 履行場所

岡山県立成徳学校が指定する場所

2 参加する者に必要な資格

この手続に参加できる者の必要な資格は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿(以下、「入札参加資格者名簿」という。)に搭載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他(情報・通信サービスを除く)」、小分類が「2 給食業務」であり、格付区分がAであること。

(3) 岡山県内に事業所を有すること。

(4) 製造物責任法(平成6年法律第85号)の規定による、損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

(5) 給食業務(類似規模以上)について過去5年以内に2年以上の契約実績を有していること。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。

(7) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

- (8) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (9) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

〒703-8282

岡山市中区平井 2-2572

岡山県立成徳学校

電話番号：086-272-1269

ファックス番号：086-272-0205

メール：seitoku@pref.okayama.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/195/>

### 4 技術提案参加手続等

#### (1) 仕様書及び様式等の配布期間及び場所

仕様書及び様式等を次のとおり配布する。

##### ア 配布期間

本公告の日から令和7年2月21日（金）午前9時から2月28日（金）午後5時まで。

##### イ 配布場所

上記4の場所に同じ。

また、岡山県立成徳学校ホームページからダウンロードすることもできる。

#### (2) 参加表明書の提出方法

この手続きに参加を希望する者（以下、「技術提案参加者」という。）は、次のとおり参加申し込みを行わなければならない。

##### ア 提出書類

参加表明書（様式第1号）

##### イ 提出期限

令和7年3月6日（木）午後5時（必着）

##### ウ 提出方法

持参又は郵送等（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。以下同じ。）又は電子メールとする。

ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

##### エ 提出先

上記4に同じ。

#### (3) 技術提案参加資格要件の審査

参加表明書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年3月7日（金）までに結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和7年2月28日（金）午後5時（必着）

イ 受付方法

質問・回答書（様式第2号）を電子メールで送信することとし、電子メールの件名は「岡山県立成徳学校給食調理業務質問書（社名）」とすること。なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記4の場所に同じ。

なお、様式第2号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認電話は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとすること。

エ 回答方法

本公告を掲載したウェブサイト回答を掲載する。

ただし、本件技術提案公募に直接関係のないもの、質問者に固有のものその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

5 技術提案

技術提案参加者は、「岡山県立成徳学校給食調理業務技術提案書作成要領」により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 技術提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所

上記4の場所に同じ。

ウ 提出書類

<提出方法が持参又は郵送等の場合>

- ・提案書（正本1部、副本6部、正本データ（PDF））
- ・価格提案書（見積書）（正本1部、副本6部、正本データ（PDF））

<提出が電子メールの場合>

- ・提案書（正本データ（PDF））
- ・価格提案書（見積書）（正本データ（PDF））

エ 提出方法

持参又は郵送等又は電子メールによること。

オ 電子メールで提出する際の留意事項

- ・電子メールの件名を「【提案書提出（社名）】岡山県立成徳学校給食調理業務」とし、1メールあたりのデータ容量を10MB以内とすること。

- ・メールを複数回に分けて送付する場合には、件名の後に「その 1」などと複数回に分けて送付することが一見して分かるように記載すること。

## (2) 技術提案書等の説明

技術提案参加者は、(1)により提出した書類について次のとおり説明しなければならない。

### ア 説明日

令和 7 年 3 月 1 9 日 (水) 午前 1 0 時から午後 2 時までの間の 3 0 分程度

### イ 説明時間

提案書説明の時間は内容説明 1 5 分、質疑応答 1 5 分の合計 3 0 分以内とする。

### イ 場所

岡山市中区平井 2 - 2 5 7 2 岡山県立成徳学校

### エ 説明者数

3 名以内とする。

### オ その他

説明時刻、会場等の詳細は、技術提案参加者へ別途連絡する。

## 6 委託候補者の選定及び契約の締結等

### (1) 委託候補者の選定

評価基準に基づき上記 7 による提案書の内容及び説明 (プレゼンテーション) の内容を審査し、得点が最も高かった者を委託候補に選定する。

なお、委託候補者に選定されたか否かについては、令和 7 年 3 月 2 1 日 (金) 以降に通知する。

### (2) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と岡山県とで協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

### (3) 契約保証金

岡山県財務規則 (昭和 61 年岡山県規則第 8 号) 第 153 条及び第 156 条の既定による。

### (4) 諸規定の順守

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令の定めるところによる。

## 7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

### (1) 当該手続の参加資格を有しないとき

### (2) 提案書を期限までに提出しないとき

### (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき

### (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき

### (5) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

### (6) 提案の内容が予算限度額を超えているとき

### (7) 前各号に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

## 8 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 提案書の作成及び提案に関する説明（プレゼンテーション）に要する経費は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出された提案書等は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 委託候補者決定後、内容について一部調整する場合がある。
- (9) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) 業務の実施にあたっては、受託者として下記の事項を厳守すること。
  - ア 誠実に業務を実施するとともに、関係法令を遵守すること。
  - イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。